

身体障害程度審査医設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市特別職非常勤職員に関する要領（4川総雇第74号。）第26条の規定に基づき、同要領その他別に定めるもののほか、身体障害程度審査に従事する非常勤職員の医師（以下「審査医」という。）の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定める。

(職の設置)

第2条 審査医は、総合リハビリテーション推進センター総務・判定課に設置し、定数は11人とする。

2 審査医の審査対象とする障害分野は別表第1のとおりとする。

(職務)

第3条 審査医は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者に身体障害者手帳を交付するにあたり、同法及び同法施行規則別表への該当、非該当、障害等級の程度及び再認定の要否等について審査する。

(審査医の要件)

第4条 審査医は、次の要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 医師の資格を有する者
- (2) 人格、識見に優れ、社会福祉に対する理解と熱意とを有する者
- (3) 心身とも健康である者

(職務の形態)

第5条 審査医の勤務日数は原則として月2日とし、総合リハビリテーションセンター所長又は同副所長（以下「所長」という。）が定める。

2 所長は、審査医に対し、第2条第1項の設置場所以外の適切な場所において、その職務を行うことを命ずることができる。

3 前2項に規定する審査医の勤務は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間のうち、業務に必要な時間とする。

(報酬)

第6条 審査医には、日額12,500円の報酬を支給する。

(守秘義務)

第7条 審査医は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度健康福祉局長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 身体障害程度審査医非常勤嘱託員に関する設置要綱(26川健障更第593号)は廃止する。

別表第1 (第2条関係)

審 査 対 象 分 野
肢体不自由
視覚障害
聴覚障害
平衡機能障害

音声・言語・そしゃく機能障害

心臓機能障害

免疫機能障害

呼吸器機能障害

腎臓機能障害

ぼうこう・直腸機能障害

小腸機能障害

肝臓機能障害